

重要事項説明書（介護老人保健施設入所）

（令和6年8月1日現在）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 トラバーユ長崎
- ・開設年月日 平成元年5月1日
- ・所在地 西彼杵郡時津町浜田郷572
- ・電話番号 095-882-9123
- ・ファックス番号 095-882-6327
- ・管理者名 清水 啓良
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（4251180024号）

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することです。

（3）施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間
医 師	1	1	
看護職員	8		1
薬剤師			
介護職員	16	18	2
支援相談員	1		
理学療法士	3		
作業療法士			
言語聴覚士	1		
管理栄養士	2		
介護支援専門員	2		
事務職員	2	1	
その他	2		

（4）入所定員等 ・定員 72名（うち認知症専門棟 0名）

- ・療養室 個室2室、2人室7室、4人室14室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の作成
- ② 食事（*食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 1. 朝食 8時30分～9時00分
 2. 昼食 12時00分～12時30分
 3. 夕食 17時00分～17時30分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容サービス（毎月2回程度実施します。）
- ⑩ 行政手続代行（介護保険関係の申請など）
- ⑪ その他

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関 医療法人 啓正会 清水病院
住 所 西彼杵郡時津町浜田郷572
- ・協力歯科医療機関 むらかみ歯科医院
住 所 長崎県長崎市葉山2-1-19

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

施設の利用に当たっての留意事項として次のことを入所者及び家族に周知します。

1. 危険物（ハサミ・カッター・剃刀・爪切り等）の持ち込みは全面的に禁止ですので厳守ください。
2. 飲食、喧嘩、口論、脅迫行為その他、他人に迷惑を及ぼすことをしないで下さい。
3. 施設の備品などは、大切に取り扱い、損傷を与えないようにして下さい。
4. 貸与物品を許可なく処分しないで下さい。
5. 従業者の指示に反した行動をしないで下さい。
6. 施設の諸規則を遵守して下さい。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話095-882-9123）

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

介護保健施設サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇機能訓練

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。尚、下記の料金には、サービス提供加算及び夜勤職員配置加算・保健施設協力医療機関連携加算Ⅰ・保健施設リハビリマネジメント計画書情報加算Ⅱ・保健施設高齢者等感染対策向上加算Ⅰを含んでおります。

【サービス提供体制加算】

サービス提供を行う職員のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であることに対する加算6円を含みます。（1日につき）

【夜勤職員配置加算】

夜勤を行う職員の勤務条件に関して厚生労働大臣が定める基準をみたとすものとして都道府県知事に届け出ている夜勤職員配置加算24円を含みます。（1日につき）

【保健施設協力医療機関連携加算Ⅰ】

協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している協力医療機関連携加算100円を含みます。（1月につき）

【保健施設リハビリマネジメント計画書情報加算Ⅱ】

入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているリハビリマネジメント計画書情報加算33円を含みます。（1月につき）

【保健施設高齢者等感染対策向上加算Ⅰ】

協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している高齢者等感染対策向上加算10円を含みます。（1月につき）

※以下は1日あたりの自己負担分です

	個室（1割）	個室（2割）	個室（3割）
要介護1	747円	1,494円	2,241円
要介護2	793円	1,586円	2,379円
要介護3	858円	1,716円	2,574円
要介護4	913円	1,826円	2,739円
要介護5	962円	1,924円	2,886円

	多床室（1割）	多床室（2割）	多床室（3割）
要介護1	823円	1,646円	2,469円
要介護2	873円	1,746円	2,619円
要介護3	938円	1,876円	2,814円
要介護4	991円	1,982円	2,973円
要介護5	1,042円	2,084円	3,126円

*入所後30日間に限って、上記施設利用料に30円加算されます。ただし外泊された場合には外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代え362円となります。

*入所日から起算して3ヶ月内で、個別的に20分以上のリハビリを1週間に概ね3日以上実施した場合1日につき258円加算されます。

*療養食（疾病治療用の食事）の提供をした場合には、1食につき6円加算されます。

*なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

(2) その他の料金

① 食費（1日当たり） 1,445円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）

・従来型個室 1,728円

・多床室 437円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

③ 特別な室料（1日当たり）・・・ 2人室：750円（1月上限21,000円）

④ 理美容代 実費（1,500円程度）

⑤ 日用品費（1日当たり） 187円（税込）

⑥ 教養娯楽費（1日当たり） 110円（税込）

⑦ 洗濯代（1枚当たり）衣類130円、バスタオル100円、下着60円 タオル靴下40円

※洗濯代については別途、消費税が必要です。

⑧ 電気代（1日当たり）40円（1月上限1,100円）

⑨ その他

（日常生活に必要となる物の費用の徴収が必要となった場合についてはその都度、利用者及び家族と協議し、同意を得たものに限り徴収することとする。）

(3) 支払い方法

・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月末までにお支払い下さい。お支払いの完了と同時に領収書を発行いたします。

・お支払い方法は、現金、銀行振込の2方法があります。入所契約時にお選び下さい。